

■徳島県と建築士事務所協会 意見交換会議題 （事務所協会提出分）

【営繕課】

① 設計事務所のランク付けについて

[松村 会長]

以前の事務所登録を抹消され、新たに事務所登録を行った事務所が、以前同様の県発注ランクに位置づけられているように見受けられますが、ランク付けの考え方をお示し頂きたい。

（営業年数・売上高を以前より引き継いでいるようですが、リセットされるべきではないでしょうか。）

【回答】

○営繕課では、

- ・ 建設管理課へ徳島県一般競争入札（指名競争入札）参加資格業者名簿（県内測量・建設コンサルタント等業者）（以下「業者名簿」という。）に、前年度から継続して登載されていること及び前年度までに営繕課へ入札参加（指名）要望書を提出し受理されていること。
 - ・ 2年間以上継続して登載されていた個人が、法人成りまたは代替わりした場合はこの限りでない
 - ・ 選定対象者であった者が、1年以内の期間、業者名簿に登載されず、再登載された場合もこの限りでない
- と定めております。
- よって業者名簿に記載されている営業年数・売上高にて判断しております。

補足：業者名簿の、営業年数・売上高を以前より引き継ぐ扱いについて、建設管理課に問い合わせたところ次の回答であった。

- ・ この案件については、代表者の変更であって会社としては継続している。
- よって、完工高及び営業年数は引き継いでいる。
- ・ 業者名簿と建築士事務所登録の扱いは別物である。